

<いじめ対応マニュアル>

いじめと疑われる行為を目撃した時

- ・直ちに、その行為を止める。
- ・いじめられた児童の安全を確保する。

いじめの相談・情報があった時

- (児童・保護者に対して)
- ・真摯に傾聴する。

いじめ対策委員会

- ・直ちに委員長（生徒指導主任）に報告する。
- ・委員長は、管理職に報告し、関係職員に事実確認の指示をする。

事実確認

- ・学級担任等が関係する児童から事情聴取をする。

いじめの事実なし

重大事案の時

- ・いじめ対策会議を設置し、実態調査を行う。
(第三者の参加を図る)

いじめの事実あり

- ・匝瑳市教育委員会に校長（教頭）が報告する。（第一報）
- ・委員長は、月例報告にて、市教育委員会に報告する。
- ・速やかにいじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

犯罪行為の疑い

- ・教頭より匝瑳警察へ相談する。

被害児童・保護者への支援

- ・担任、管理職等複数で保護者に事情を説明する。プライバシーには十分配慮する。
- ・委員会メンバーを中心に複数職員により被害児童を見守る。
- ・スクールカウンセラーの協力を得る。
- ・必要に応じ、加害児童を別室で指導したり、出席停止にしたりする。

加害児童・保護者への支援

- ・担任、管理職等複数で保護者に事情を説明する。保護者と連携できるよう協力を求める。
- ・いじめの重大さをしっかり指導する。
- ・自らの行為の責任を自覚させ、被害児童に謝罪させる。
- ・場合によっては、懲戒等を行ったり警察等と連携をしたりする。

いじめが生じた集団への指導

- ・集団全体で、道徳や学活等でいじめに関して考える場面を設ける。
- ・いじめを見ていた児童には、自分の問題として捉え、報告する勇気をもてるよう指導する。
- ・同調した児童には、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。